

1 特例貸付における緊急小口資金、総合支援資金（初回）及び総合支援資金の再貸付の受付期間の延長について

- 申請受付期間が令和3年8月末日から令和3年11月末日まで延長となりました。
- 総合支援資金の再貸付については、緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の特例貸付の利用が終了した世帯が対象となり、生活困窮者自立支援機関による支援とともに貸付を行うものです。

2 特例貸付における総合支援資金延長貸付の終了について

総合支援資金の延長貸付については、令和3年6月末で受付は終了しました。

(参考) 特例貸付における緊急小口資金及び総合支援資金の償還免除について

詳細につきましては、下記、神奈川県社会福祉協議会ホームページをご参照下さい。
http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kinkyu_corona.html#a03

問い合わせ

神奈川県社会福祉協議会	生活支援課	045-534-6082
伊勢原市社会福祉協議会	相談支援係	0463-94-9600